

相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書					
串本町長 殿			年 月 日		
届出者	氏名				
	住所				
<p>被相続人の相続人代表者を次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。          また、串本町税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。</p>					
課税台帳上の所有者 (被相続人)	氏名			宛名番号 (町で利用)	
	死亡時の住所				
	死亡年月日				
現所有者 (代表者)  納税通知書 受取人	(フリガナ)				
	氏名 (名称)			宛名番号(町で利用)	
	生年月日	S. H. R	年	月 日	
	住所 (所在地)	〒			
	電話番号	- -			
個人番号又は法人番号				被相続人との関係	
その他の現所有者 (代表者を除く)	(フリガナ)	生年月日	被相続人との続柄	住所(所在地)	相続分
	氏名				
	( ) S. H. R. 年 月 日生			〒	
	( ) S. H. R. 年 月 日生			〒	
	( ) S. H. R. 年 月 日生			〒	
	( ) S. H. R. 年 月 日生			〒	
	( ) S. H. R. 年 月 日生			〒	
相続登記等の予定 (□にレを入れてください)		<input type="checkbox"/> 登記完了済 <input type="checkbox"/> 登記予定あり( 年 月頃) <input type="checkbox"/> 登記予定無し ※「未登記家屋」をお持ちの方や、家屋を解体した方は、税務課へご連絡ください。			

**※記入例を参考に太線内を記入してください。**

(留意事項)

- この届出(申告書)は、相続登記が完了されるまでの間、故人名義の固定資産の現所有者として、納税義務者を確定するもので、不動産の所有権を確定するものではありません。
- 相続放棄をした場合は、その他の現所有者欄への記入は不要です。
- この届出の有無に関わらず、各相続人は連帯して納税義務を負うことになります。
- 固定資産の所有権を変更するためには、相続登記は法務局で、未登記家屋は税務課にて手続きが必要です。
- 相続人代表者になることによって、串本町内で国民健康保険に加入している世帯の場合は、国民健康保険税に資産割が加算されることになります。

(申告書と併せてご提出していただく書類)

- 被相続人と代表者の関係がわかる戸籍謄本(本籍地が串本町外のみ)の写し(任意)
- 【相続放棄した場合】相続放棄申述受理通知書
- 【遺産分割協議が完了した場合】遺産分割協議書または遺贈などがあったことを確認できる書類

記入例		相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書		記入日	
串本町長		殿	氏名	串本 太郎	
		届出者	住所	串本町サンゴ台690-5	
被相続人の相続人代表者を次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。 また、串本町税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。					
課税台帳上の所有者 (被相続人)	氏名	串本 一郎		宛名番号 (町で利用)	
	死亡時の住所	串本町サンゴ台690-5			
	死亡年月日	令和3年7月11日			
現所有者 (代表者)	(フリガナ)	クシモト ハナコ			
	氏名 (名称)	串本 花子		宛名番号(町で利用)	
	生年月日	⑤ H. R. 17年 1月 1日			
	住所 (所在地)	〒649-3592 串本町サンゴ台690-5			
	電話番号	0735 - 62 - 0000			
	個人番号又は法人番号			被相続人との関係	妻
その他の現所有者 (代表者を除く)	(フリガナ)	生年月日	被相続人との続柄	住所(所在地)	相続分
	(クシモト タロウ) ⑤ H. R. 44年4月4日生			〒649-3592 串本町サンゴ台690-5	
	(コザ ジロウ) ⑤ H. R. 46年7月4日生			〒649-4115 串本町古座279-7	
相続登記等の予定 (□にレを入れてください)		<input type="checkbox"/> 登記完了済 <input type="checkbox"/> 登記予定あり( 年 月頃) <input type="checkbox"/> 登記予定無し ※「未登記家屋」をお持ちの方や、家屋を解体した方は、税務課へご連絡ください。			

※記入例を参考に太線内を記入してください。

(留意事項)

- この届出(申告書)は、相続登記が完了されるまでの間、故人名義の固定資産の現所有者として、納税義務者を確定するもので、不動産の所有権を確定するものではありません。
- 相続放棄をした場合は、その他の現所有者欄への記入は不要です。
- この届出の有無に関わらず、各相続人は連帯して納税義務を負うことになります。
- 固定資産の所有権を変更するためには、相続登記は法務局で、未登記家屋は税務課にて手続きが必要です。
- 相続人代表者になることによって、串本町内で国民健康保険に加入している世帯の場合は、国民健康保険税に資産割が加算されることになります。

(申告書と併せてご提出していただく書類)

- 被相続人と代表者の関係がわかる戸籍謄本(本籍地が串本町外のみ)の写し(任意)
- 【相続放棄した場合】相続放棄申述受理通知書
- 【遺産分割協議が完了した場合】遺産分割協議書または遺贈などがあったことを確認できる書類